# 西宮浜総合公園・多目的人工芝グラウンド ネーミングライツ・パートナーの募集について

西宮市が推進している広告事業の一つとして、ネーミングライツを導入することとし、 西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンドのネーミングライツ・パートナーの募集を平成 26年7月8日(火)から開始いたします。詳細については次のとおりです。

#### 1.目的

ネーミングライツは、施設等の愛称が、市の行う周知・広報活動、マスメディアによる 報道等を通じて多くの方の目に触れることにより、企業名や商品ブランド名の宣伝効果と ともに、企業の地域貢献としてのCSR(社会的責任)の向上に寄与することが期待でき ます。ネーミングライツ料は、施設補修や運営費等の一部財源として使用します。

なお、今回実施する西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンドのネーミングライツ・パートナーの募集の応募状況や提案された金額などを踏まえ、他施設での導入についても検討していきます。

#### 2.募集概要

### (1) 対象施設

施設名称 西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド

所在地 西宮市西宮浜3丁目(阪神高速湾岸線及び側道沿い)

施設概要 募集要項附属 別紙1のとおり

#### (2)募集概要

ネーミングライツの対象

「西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド」の愛称

ネーミンングライツ料

最低募集金額(非公表)を設定させていだだきます。

#### 応募受付期間

平成26年7月8日(火)~9月26日(金)午後5時まで

ネーミングライツ使用期間

3年3ヶ月(平成27年1月から平成30年3月までの予定)

#### 愛称に係る条件等

- ・ ネーミングライツ・パートナーは、施設の愛称として、企業名、商品名などを付けることができますが、市民に親しまれ、施設の愛称としてふさわしいものとしてください。
- ・ 愛称の最初又は最後に「西宮浜」若しくは「西宮浜総合公園」を付け、グラウンドを連想できる名称も加えてください。
  - 例) グラウンド西宮浜、西宮浜 スポーツフィールド、西宮浜 多目 的人工芝グラウンド、 フィールド西宮浜総合公園
- 市条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

・ 西宮市広告掲載要綱第2条第1項の内容に該当するものを愛称とすることはできません。

#### 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

区分	市	ネーミング・ライツ・ハ゜ートナー
看板等表示の変更、新規看板等の設置・維持管理等		<u> </u>
契約期間終了後の原状回復		
市作成のパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページ		( )
の表示変更		( )

パートナーメリットに関する提案

の区分に加え、その他のパートナーメリットについて、希望があれば提案することができます。実施可能な範囲で対応いたしますが、協議によりご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

## (3)応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができません。 西宮市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業者である場合 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 余の 4 の規定により一般競争人 札の参加を制限されている場合

西宮市の指名停止処分を受けている場合

国税又は地方税を滞納している場合

#### 3.選定の方法等

## (1)選定方法

市の選定委員会において、提出書類をもとに、ネーミングライツ・パートナーとしての適格性や愛称案、提案金額の多寡等を総合的に審査し、候補者及び第順位までを選定します。応募者が1者のみの場合も、ネーミングライツ・パートナーとしての適格性その他の審査を行います。

なお、選定基準を満たす者がいない場合は、候補者を選定しません。

## (2)選定結果の通知

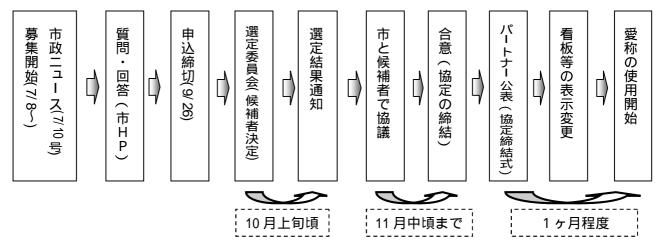
選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。

## (3)結果の公表

市と候補者が協議を行い、協定を締結した場合、ネーミングライツ・パートナー、愛称、ネーミングライツ料等を市ホームページ、市政ニュース等で公表します。

#### 4. その他

## (1)申込みから開始までの流れ



## (2)協定の締結

候補者の選定後、市と候補者は速やかに必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ・パートナーとして協定を締結します。協議には一定の期間を設け、その期間内に協議が整わなかった場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位者を候補者として協議を行うこととします。

# (3)協定の解除

ネーミングライツ・パートナーと協定を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は協定を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが 負担することとします。また、既に支払われたネーミングライツ料は、返還しま せん。

# 5.お問い合わせ窓口

西宮市土木局道路公園部公園緑地課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

TEL 0798-35-3611

FAX 0798-36-1984

E-mail vo\_kouen@nishi.or.jp

(問合せ) 西宮市公園緑地課 0798-35-3611